

# **(参考) 防災行政無線の戸別受信機等 に関する財政支援等**

---

平成30年2月22日  
事務局

# 防災行政無線の戸別受信機等に関する地方財政措置

整備するもの	該当する地方財政措置	
	親局等と戸別受信機等を 一体で整備する場合	戸別受信機等を 単独で整備する場合
市町村防災行政無線(同報系)の戸別受信機	緊急防災・減災事業債 【継続】 (下記1参照)	特別交付税措置 【継続】 (下記2参照)
戸別受信機と同等の機能を有するその他の装置 (以下のものが該当)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FM放送の自動起動ラジオ</li> <li>・ MCA陸上移動通信システムの屋内受信機</li> <li>・ 市町村デジタル移動通信システムの屋内受信機</li> <li>・ 280MHz帯電気通信業務用ページの屋内受信機</li> <li>・ V-Lowマルチメディア放送の屋内受信機</li> </ul>	緊急防災・減災事業債 【継続】 (下記1参照)	特別交付税措置 【新規】 (下記2参照)

## 1 緊急防災・減災事業債

- ・ 地方債の充当率：100%
- ・ 交付税措置：元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入
- ・ 事業年度：平成29年度から平成32年度

## 2 特別交付税措置

措置率：70%

ただし、無償貸与する戸別受信機の整備に限る(無償譲渡(無償での配布)は対象外)。

# 防災行政無線等の新スプリアス規格への対応 (防災行政無線等のデジタル化等)

## 1 経緯及び改正内容

- 世界無線通信会議（WRC）において、無線通信規則（RR）のスプリアス発射（必要周波数帯の外側に発射される不要な電波）の強度の許容値が改正された。これを受けて、総務省は、国際的な整合を図るため、平成17年12月1日に無線設備規則（昭和25年電波管理委員会規則第18号）の改正を行った。
- この改正により、平成34年12月1日以降、旧スプリアス規格（以下「旧規格」という。）に基づく無線機器は、新スプリアス規格（以下「新規格」という。）の条件に適合することの確認を受けない限り、使用できないこととなっている。

## 2 消防・防災関係機関への影響の範囲

- 旧規格に基づく防災行政無線（同報系・移動系）等の無線設備について新規格への対応が必要

## 3 消防・防災関係機関における対応方法

- ① 総務省HPに公開された製造業者等による測定データに基づき、新規格への適合を確認する。
- ② 運用中の無線機器のスプリアスを実測し新規格への適合を確認する。
- ③ 無線機器を更新する際に新規格に適合した無線機器へ取り替える（下記「4 留意点」を参照）。
- ④ 運用中の無線機器にフィルタを挿入するなど改修し新規格へ適合させる。

## 4 留意点（平成29年11月17日付け消防情第340号通知から引用）

- 新スプリアス規格に適合していない無線機器を同規格に適合した無線機器に入れ換える措置として、市町村防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化改修を実施する場合、緊急防災・減災事業債の対象となるが、緊急防災・減災事業の期間は平成32年度までであること。
- 平成32年度までに市町村防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化改修を実施するには、平成30年度に基本設計、平成31年度から32年度に実施設計・整備を行うスケジュールが想定されるため、早期に検討に着手する必要があること。

## 関係する消防庁の通知等

「市町村防災行政無線の新スプリアス規格への対応の確実な実施及び情報伝達手段の多重化・多様化の促進について」(抄) (平成29年11月17日付け消防情第340号、消防庁防災情報室長通知)

- 各市区町村においては、災害対策基本法の規定を踏まえ、災害時における住民への情報伝達を的確に行うため、地域の実情に応じ、情報伝達手段の多重化・多様化を図る必要があります。
- 市町村防災行政無線(同報系・移動系)については導入から数十年経過した無線機器を使っている市区町村もあり、昨年実施した調査から、新スプリアス規格への対応が必要な自治体も一定あると把握しているところ、住民への情報伝達を的確に行う観点から計画的な対応が必要と考えられます。
- これらの対応策のひとつとして、市町村防災行政無線(同報系・移動系)のデジタル化に伴うシステム改修があり、緊急防災・減災事業債の対象となっていますが、緊急防災・減災事業の期間は平成32年度までとなっております。

「平成30年度消防庁予算案及び平成29年度消防庁補正予算案並びに平成30年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し・その他留意事項について」(抄) (平成30年1月25日付け消防庁総務課事務連絡)

- 災害発生時においては、円滑な避難等の的確な対応が可能となるよう、住民に対して迅速かつ確実に災害情報を伝達することが極めて重要であることから、緊急防災・減災事業債等を活用した防災行政無線のデジタル化等、災害情報伝達手段の多重化・多様化に積極的に取り組むようお願いいたします。